

瀬戸内海プラスチックごみ対策ネットワークについて

環境省 水・大気環境局 海洋環境課
海洋プラスチック汚染対策室

増え続ける海洋へのプラスチックごみの流出は、生態系、観光、漁業、生活環境等に影響を及ぼしており、世界全体での対策が急務となっている。2019 年の G20 大阪サミットでは、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、昨年5月の G7 広島サミットでは、2040 年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心が合意された。現在は、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた政府間交渉委員会(INC)において、2024 年末までの条約内容の合意を目指して国際交渉が進められている。

瀬戸内海においても、これまで関係府県をはじめ各地域の継続的な努力により、海洋ごみ対策が進められてきた。瀬戸内海は、日本最大の閉鎖性海域であり、国内由来の海洋ごみを中心であるため、国内での対策の成果が見えやすいという特徴がある。この瀬戸内海において、国際的な潮流も踏まえながら、関係府県が連携・協力を強化し、地域全体で、より効果的・効率的に取組を進めていくため、昨年 10 月、関係 14 府県と環境省による、「瀬戸内海プラスチックごみ対策ネットワーク」(瀬戸プラネット)を発足させた。関係 14 府県としては、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県が参画している。

瀬戸プラネットでは、ビジョンとして「きれいで豊かな瀬戸内海と共生し、その恵みを未来へ共有・継承する」を掲げるとともに、具体的な目標として「プラスチック汚染については、2050 年に追加的な汚染をゼロにすることを目標としつつ、前倒しで 2040 年までにゼロにする野心をもって、取組を進める」こととした。それらのビジョン・目標の実現に向けては、①取組・課題の共有、②実態の把握、③目標への行動、の3つを軸に取組を進めていく。①では、各府県における各種調査、発生抑制対策、回収・処理、企業・団体等との連携事例等の情報共有を行うことで、効果的な対策の横展開を図る。②では、広域一体での調査の実施等により、瀬戸内海における内外からの海洋ごみの流入量や、特に集中して漂着する海岸(ホットスポット)などの全体像を把握することで、より効果的・効率的な対策の検討に繋げていく。③では、①②を踏まえつつ、瀬戸プラネットとしての重点的なアクションを検討し実行していく。

瀬戸内海環境保全特別措置法では、「国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域等において、漂流ごみ等に起因する瀬戸内海の環境の保全上の支障を防止するため、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連携の下に、漂流ごみ等の除去、発生の抑制その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする」とされている。瀬戸プラネットを通じて、瀬戸内海での海洋プラスチックごみ削減を大きく前進させるとともに、その成果を国内外に発信・横展開することで、世界のプラスチック汚染の解決に繋げていきたい。



瀬戸内海 プラ ご み
対 策 ネ ッ ト ワ ー ク

Seto Inland Sea Network
for Plastic Waste Control